

2025年12月23日

[明石市長への要求書]

自治労明石市職員労働組合

2026年度予算における「住民の健康と福祉充実」及び

社会福祉・保健職場に関する要求書

貴職におかれましては益々ご健勝のことと存じます。

少子・高齢化の急速な進行などにより、地方自治体における市民からの福祉行政サービスの要望は非常に高まるなかで多様化しており、福祉・保健・健康職場における業務量は増加し、複雑化しています。また、物価高騰の影響により多くの世帯が生活に困窮するなど、新たな対応を迫られています。

市民サービスの最前線で働く職員は、福祉の向上や市民の要望に応えるため、日々努力しています。しかし、福祉・保健・健康職場の実態は、業務量の増加に見合った人員配置が十分なされていないと難しいものがあり、時間外勤務の検証からも、組織的な対応がなされず、職員個々の懸命な努力にまかせているのが実態です。厳しい環境下で、過重労働やメンタル疾患で倒れる職員も増えており、職員個人の努力には限界があります。

市民の健康と福祉の増進を図るために、各職場の実態を踏まえ、下記のとおり要求します。

なお、回答については1月8日までに文書でいただきますよう申し入れいたします。

記

I. 福祉・保健サービスの供給体制の充実について

- (1) 福祉6法（老人・児童・母子及び寡婦・身体障害者・知的障害者福祉法・生活保護法）担当ケースワーカーを専任で必要人数を配置するとともに、査察指導を行う者をケースワーク経験者で5級以上の格付けとして配置し、福祉事務所機能の充実をはかること。
- (2) 市立保育所を充実させるとともに直営で運営すること。

II. 職員の配置等について

(1) 国民健康保険課

- ① 県下市町で保険料率や事務統一化及びシステム標準化への対応等、正規職員に掛かる負担が増加しているため、事務職1名増員すること。（管理係）
- ② 数年間に渡る人事異動で電算担当者が減少しており、職員の育成に時間が掛かる。窓口対応も多様化しており、事務処理に十分な時間が割けないため、事務職1名増員すること。（賦課係）
- ③ 昨年度の人事異動で1名減。正規職員2名で業務を行なっているが、週休等の対応で窓口業務を補完しており、内部事務等を時間外で処理しているため、事務職1名増員すること。（国民年金係）
- ④ システム標準化への対応等、業務量増加に対して増員はない。育休中の職員もいるなか、職員1人あたりの負担が大きく、業務改善等では対応できないため、事務職1名増員すること。（収納係）

(2) 長寿医療課

- ① 被保険者数増、システム標準化やシステム改修等、特に電話窓口対応が時間量とともに増加している。事務作業を勤務時間内で行うことが困難で時間外勤務で対応している。任期付職員も多く、時間外勤務を行なっており異常な状態であるため、事務職1名及び任期付短時間勤務職員1名増員すること。（後期高齢者保険係）
- ② 医療DX化等、市税や住基等のクラウド化及び標準化に伴う対応が必要。正規職員1名で対応している業務が多岐に渡るため、事務職1名増員すること。（高齢者医療係）

(3) 福祉総務課

- ① 局・室庶務等の事務に加え、今年度の組織改編により民生委員の業務も加わり、業務量過多である。
- ② 昨年度は2名減、今年度の新規職員は年度途中で退職し補充はなし。

職員1名で対応している業務が多岐に渡っている。業務量過多を解消するため、係長（施設担当）1名、事務職1名増員すること。

（4）福祉施設支援課

- ①指導監査の実施数が国の基準が求める実施頻度を下回っているため、事務職1名増員すること。（介護担当）
- ②指導監査の実施数が国の基準が求める実施頻度を下回っている。また、障害サービス事業所数が増加し続けているため、事務職2名増員すること。（障害担当）
- ③組織改編による課の統合で、正規職員が1名減員となっている。保育施設数が増加し続けており、国の基準通りの監査を実施することが困難なため、事務職1名増員すること。（児童福祉担当・法人指導）
- ④組織改編による課の統合で、正規職員1名が減員となっている。長期休暇中の職員もおり、正規職員が課長兼係長の1名のみとなっているため、事務職1名増員すること。（施設人材担当）

（5）共生社会推進課

業務量が増えており業務量過多のため、事務職2名増員すること。

（6）生活福祉課

- ①ケースワーカーの男女比を見直し、適切な人員配置を行うこと。（男性職員を増員・4月時の人員要求は課で7名）
- ②短時間勤務職員の割合が増加しているため、正規職員を割り当てること。
- ③猛暑が常態化しており、訪問調査活動の負担が非常に大きい。夏季作業服（空調服等）貸与や夏季作業手当を検討すること。
- ④担当世帯数が100件を超えているケースワーカーもおり、法定基準数を満たしていないため適切な人員配置を行うこと。

（7）障害福祉課

事業及び窓口来庁人数が増加し業務量過多になっており、また、育児休業職員の業務をフォローできる体制作りのため、事務職3名増員すること。

（8）発達支援課（発達支援センター）

- ①今年度末に任期付（福祉職）1名が退職予定。相談希望者も増加しているため、任期付（福祉職）1名を補充すること。
- ②専門機関として位置づけられており、発達障害の知識に加え相談対応のスキルが必要。質の担保のため、異動について複数人が重ならない対応を求める。
- ③相談対応のスキルアップはできるため、相談援助職の専門職として

視野は広がるので、ジョブローテーションに活用すること。

(9) 高齢者総合支援室

- ①高齢者増加に伴い業務量が増加しているため、事務職1名増員すること。(高年福祉担当)
- ②要介護認定件数の増大が見込まれ、認定審査会の開催数の増加、審査会の運営は正規職員が行うため、事務職1名増員すること。
(介護認定担当)

(10) あかし保健所 保健総務課

2028年以降、県から市へ事務事業が追加で移管される。現在も業務量は増加しているが、さらなる業務量の増加が見込まれるため、事務職1名増員すること。

(11) 生活衛生課

期間に関わらず産休・育休には代替職員を配置すること。

(12) 子育て支援室 こども政策課

産休や育休を推奨しているのであれば、人員配置についても、役職や職歴に見合った適切な対応を行うこと。(フレキシブルな人材配置体制の構築が必要)

(13) こども育成室

- ①業務量過多を解消するため、事務職1名増員すること。(利用担当)
- ②補助金業務及び施設整備業務が業務量過多のため、事務職1名増員すること。(施設担当)

(14) 明石こどもセンター

- ①職員の減員が続いており、2023年度の人員体制にするため、事務職1名増員すること。(総務担当)
- ②こども家庭センターの本格運用の開始や一時保護時の司法審査開始等により、通常の業務量が増加しているため、事務職1名、福祉職3名増員すること。(こども支援担当)
- ③里親登録家庭の増加、あかし里親プロジェクトにおける不在校区をはじめ、リクルート活動による業務量増加のため、福祉職1名増員すること。(さとおや担当)
- ④超過勤務の削減及び、夜勤対応可能な男性職員が極めて少ないため、福祉職3名(男性2名)増員すること。(こども保護担当)

(15) こども財団 こども支援担当

2025年1月から新たな児童育成拠点事業所を設置、運営委託を開始する等、昨年度と比べて業務量が増加しているため、事務職1名増員すること。

Ⅲ. 保育所の改善について

- (1) 4月当初、常勤職員の欠員がある状態からスタートし、現在も産休代替の保育士が産休に入る時点で配置されていない園もあり、パート保育士の欠員が長期化している園もある。パート保育士の欠員対策としての常勤保育士の配置もされていない園もある中、こどもたちの安全確保が難しくなっている。このような状況を長引かせないためにも、常勤保育士やパート保育士の欠員を一日も早く解消すること。そして、パート保育士が複数欠員の園には当面の対策として、常勤保育士を配置するという確認事項を遵守すること。その上で、何らかの持続的で有効な対策を立て、慢性的な常勤保育士やパート保育士の欠員状態を早急に解消すること。
- (2) 現場から声が上がっているにも関わらず、加配保育士を配置しないという決定を下されることが多くなっている。一人一人のこどもの発達を十分に保障し、公立保育所における障害児保育を充実させるためにも、現場の意見を十分に聞き、加配保育士を速やかに配置すること。また、加配保育士を引き上げる際は、現場と十分な意見を交換し、現状（担任保育士）も納得した上で、要支援児やクラス全体の十分な保育の保障を行うこと。
- (3) 交流研修が通常保育に支障をきたすことがあるとの意見が保育士から多数出ており、交流研修の持ち方や学びたいことについて、保育士と協議してから進めること。
- (4) 保育所は夏休みも毎日開所しており、災害級の暑さの中で水遊びをすることは、毎朝猛暑の中、戸外で日よけ設置、水遊びやプールの準備、さらに、気温が上がる午後にプールを掃除する職員や、戸外で遊ぶ園児と共に熱中症の危険が年々増しているため、全園の園庭・テラスに、常設のしっかりとした日陰のできる丈夫な日よけを設置すること。
- (5) 来年の夏も災害級の暑さが予想されるため、園児・職員の健康を守り園児・職員が安全で安心して保育所で過ごせるようにするために、猛暑の中での戸外遊びの基準を全園統一で決めること。(WBGT測定器が鳴っても「危険」だと水遊びはしているため「危険」になった時はやめるなど)
- (6) 厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」にある季節に合わせた適切な室温（夏季26度～28度・冬季20度～23度）が保持できるよう、夏季、高温になる廊下やトイレなどにもエアコンを設置し、異常があるときは、速やかに点検・修理・交換を行うこと。また、保育室・休憩室のエアコン内部のカビがひどく、園児や職員の

健康被害や害虫の発生が予想されるので、エアコン内部の清掃を定期的に業者に依頼すること。(10年以上前に実施されて以来、全く実施されていない)

- (7) 副所長の業務内容が煩雑になっており、本来、フリー兼副所長となっていたが、副所長がフリーとしてクラスに入ることが困難になり、年休を取得しにくくなっている園もあるので、副所長・週休代替え保育士以外のフリー保育士が1人の園は、フリー保育士を増員すること。
- (8) 職員配置について、部分休業取得職員が多数重なって配置されている園があり、特定の職員のみ担当が交代も難しい状況である。円滑に保育業務を行える人員配置にすること。また、部分休業を取得している理由を考慮し、勤務先を決定すること。
- (9) 休暇を取りにくい園があるので、所長会と組合で協議して決めた休暇取得のルールが遵守されるよう徹底すること。
- (10) 3歳児・4歳児・5歳児のクラス担任は、こどもの安全の確保や保護者対応、円滑なクラス運営を行えるよう、複数担任とすること。
- (11) 臨時保育士が園全体の職員数6割以上になっていることから、各クラスの担任の過半数を正規保育士で配置することができるように、正規職員を採用すること。
- (12) 担任保育士の配置基準は0才2:1、1才3:1、2才4:1、3才10:1、4才18:1、5才20:1とすること。
- (13) 臨時職員の労働条件を改善すること。
 - ①こどもたちへのより良い保育と安全確保のため、明石市での経緯を重視した雇用をすること。また、人材育成のため、安定して継続的に働けるようにすること。
 - ②明石市での経験年数を重視し、賃金やその他手当等を改善すること。
- (14) 事務が円滑に行えるように、全園最低各クラス1台はパソコンを配置すること。また、老朽化し動きが悪いパソコンは早急に更新すること。
- (15) 全園フルタイムの用務員を配置すること。

IV. こども園について

- 4・5歳児の学年加配を現状のまま配置すること。

V. 延長保育について

- (1) 開所時間・閉所時間については厳守するよう徹底すること。迎えの時間が頻繁に19時を超える保護者がいる園もあり、19時の閉所時間

(閉門時間)を文書で知らせるだけでなく、実効性のある対策を立てること。

- (2) 延長保育時の障害児についての人員を加配すること。延長保育の人員配置については、安全な保育が可能な人員を速やかに配置すること。